

一般社団法人 MY TREE 定款

(MY TREE)

第 1 章 総則

第 1 条 (名称)

当法人は、一般社団法人 MY TREE と称し、英文では MY TREE と表示する。

第 2 条 (事務所)

当法人は、主たる事務所を大阪府大阪狭山市東茱萸木 1 丁目 5 9 9 番地の 3 に置く。

第 3 条 (目的)

- 1 当法人は、すべての子どもは、安全、安心な養育に対する権利を有しており、一人格として尊重に基づき扱われ、虐待や体罰そのほかのどのような屈辱的な扱いも受けてはならないとの子どもの人権理念に立つ。この理念に基づいて、子ども虐待に至った親、性加害行為に至った子どもが暴力行動を終止するためのプログラム、また暴力被害を受けた子どもがトラウマを癒し、健康な心身を取り戻すためのプログラムを提供する。
- 2 当法人は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) MY TREE ペアレンツ・プログラム (以下ペアレンツ)
MY TREE ジュニア・くすのきプログラム (以下くすのき)
MY TREE ジュニア・さくらプログラム (以下さくら)
 - ・上記、3つのプログラムの周知、提供
 - ・ペアレンツ実践者の養成と育成
 - ・ペアレンツ効果研究
 - ・プログラムに関する出版、広報活動
 - (2) 子ども虐待、体罰、性暴力をなくす啓発事業の実施 子ども虐待、体罰、性暴力に関しての関連機関との連携
 - (3) 前各号の他、当法人の目的を達成するための事業

第 4 条 (公告の方法)

当法人の広告は、電子広告によって行う。

<http://www.geocities.jp/mytree1206/index.html>

当法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

第5条（会員の構成）

当法人の会員は、次の5種とし、実践者会員、休実践者会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に関する法律上の社員とする。

1 当法人の会員は、次の5種類とする。

- (1) 実践者会員
- (2) 休実践者会員
- (3) 準実践者会員
- (4) さくら・くすのき会員
- (5) 賛助会員

2 前項の会員になるものは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 実践者会員 ペアレンツ・くすのき・さくらのいずれかを実践する要件を満たし、実践している者。
当法人の目的に賛同し、当法人所定の手続きを経て入会した個人。
- (2) 休実践者会員 実践者会員であったが、ペアレンツの実践を一時的に休んでいる者。当法人の目的に賛同し、当法人所定の手続きを経て入会した個人。
- (3) 準実践者会員 ペアレンツを実践する要件を満たしている者で、ペアレンツを実践していない者。当法人の目的に賛同し、当法人所定の手続きを経て入会した個人。
- (4) さくら・くすのき会員
くすのき、さくらを実践する要件を満たし、当法人の目的に賛同し、当法人所定の手続きを経て入会した個人。
- (5) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人所定の手続きを経て入会した個人又は団体。

第6条（入会）

当法人の会員となることを希望するものは、当法人の入会申し込み手続きをしなければならない。

第7条（会費）

- 1 会費の額は、理事会で定める。
- 2 会員は、当法人が定めた会費を納めなければならない。

- 3 会員は、納入した会費について、返還請求権を有しない。
- 4 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

第8条（退会）

会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

第9条（除名）

当法人は会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

第10条（資格の喪失）

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- 1 退会したとき。
- 2 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- 3 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- 4 3年以上会費を滞納したとき。
- 5 除名されたとき。
- 6 総会員の同意があったとき。

第11条（会員名簿）

当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

第12条（構成）

社員総会は、実践者会員、休実践者会員をもって構成する。

第13条（権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- 1 社員の除名
- 2 理事及び監事の選任又は解任
- 3 理事及び監事の報酬等の額
- 4 貸借対照表及び損益計算書ならびにこれらの附属明細書の承認
- 5 定款の変更
- 6 解散及び残余財産の処分
- 7 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

第14条（開催）

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

第15条（招集）

- 1 社員総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

第16条（議長）

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

第17条（議決権）

社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

第18条（決議）

- 1 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第19条（議事録）

- 1 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

第20条（役員）

- 1 当法人は、次の役員を置く。
 - (1) 理事3名以上
 - (2) 監事1名以上
- 2 理事のうち2名までを代表理事とする。

第21条（役員を選任）

- 1 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は理事会の決議によって理事から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

第22条（理事の職務及び権利）

- 1 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その職務を執行する。

第23条（監事の職務と権利）

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第24条（役員任期）

- 1 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 5 理事若しくは監事は、第20条に定めた定数に欠ける場合は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第25条（役員解任）

役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上あって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

第26条（役員報酬等）

理事及び監事は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

第27条 (取引の制限)

- 1 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第38条に定める理事会規則によるものとする

第28条 (責任の一部免除又は限定)

当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第29条 (名誉会長)

- 1 当法人は、名誉会長を置くことができる。
- 2 名誉会長は、プログラム開発者の森田さゆり（森田ゆり）とする。
- 3 名誉会長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第30条 (名誉会長の職務)

名誉会長は、理事会で意見を述べることができ、代表理事を兼任することができる。

第5章 理事会

第31条 (構成)

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第32条 (権限)

- 1 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任する

ことができない。

- (1) プログラム内容の変更
- (2) 名誉会長である森田さゆり（森田ゆり）の解任

第33条（招集）

- 1 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

第34条（議長）

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

第35条（決議）

- 1 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法96条の要件を満たすときは、理事の提案に係る決議事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第36条（報告の省略）

理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

第37条（議事録）

- 1 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印又は電子署名をしなければならない。

第38条（理事会規則）

理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

第39条（基金の拠出）

- 1 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 抛出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

第40条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までの年1期とする。

第41条（事業計画及び収支予算）

- 1 当法人の事業計画、収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第42条（事業報告及び決算）

- 1 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第8章 定款の変更、解散及び清算

第43条（定款の変更）

この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

第44条（解散）

当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規

定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

第45条（残余財産の帰属等）

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第46条（剰余金の不分配）

当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 委員会

第47条（委員会）

- 1 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

第48条（設置等）

- 1 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

第49条（情報公開）

- 1 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

第50条（個人情報の保護）

- 1 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附 則

第51条（委任）

この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第52条（特別の利益の禁止）

当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは社員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

第53条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

これは当法人の現行定款である。

令和5年6月10日

一般社団法人 MY TREE
代表理事 中川 和子